

実施方針に関する質問・意見回答書

番号	ページ	項目	内容	回答
1	P5	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 ア 事業方式	「焼却灰、飛灰、溶融飛灰等を資源化又は処分する業務（残渣資源化等業務）を行う」とありますが、最終処分（民間最終処分場を想定）も可と理解してよろしいでしょうか。	残渣資源化業務について、以下の様に変更を検討しております。「焼却灰、飛灰、溶融飛灰を全量資源化する業務（残渣資源化業務）を行う」。
2	P5	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 ア 事業方式	「また、本施設の建設費に関する資金調達は、PFI 事業者とするが、循環型社会形成推進交付金及び地方債等を活用する計画である。」とありますが、交付金又は地方債の金額変更に伴い資金調達規模を変更する必要がある場合は、当該変更に必要な費用は貴市負担いただけるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	P5	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 イ 契約の形態	「事業契約をPFI事業者と締結する」とありますが、事業契約及びその他契約における運営期間の契約保証金の金額については、単年度委託料の10%等適切な金額としていただけますようお願いいたします。過大な金額になりますと、納付のために資本金を積み増す等、事業費増加につながりかねません。加えて契約保証金は単年度で発行される銀行保証状等で対応できるような条件設定としていただけますようお願いいたします。	検討します。
4	P5	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 イ 契約の形態	「処理残渣の運搬、資源化においては、市は、PFI 事業者、残渣運搬事業者又は残渣資源化等事業者と別途3者契約（残渣運搬業務委託契約又は残渣資源化等業務委託契約）を締結する。」とありますが、廃掃法上の再委託に関する疑義が生じないよう、貴市と残渣運搬事業者又は残渣資源化等事業者が直接契約する2者契約に変更いただけないでしょうか。また仮に3者契約となる場合であっても、平成28年3月30日付環境省通知「廃棄物の清掃及び処理に関する法律第6条の2第2項に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）」（環廃対発第16033010号）に則り、SPCは契約の事務手続や取次ぎのみを所掌とした契約としていただきますようお願いいたします。	実施方針のとおりといたします。
5	P5	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 イ 契約の形態	「処理残渣の運搬、資源化においては、市は、PFI 事業者、残渣運搬事業者又は残渣資源化等事業者と別途3者契約（残渣運搬業務委託契約又は残渣資源化等業務委託契約）を締結する。」とありますが、基本的には市と残渣運搬事業者又は残渣資源化等事業者との間でのみ処理委託関係が生じるものと思われるため、2者契約に変更いただけないでしょうか。SPCが3者契約に加わることで融資組成におけるプロジェクト関連契約の対象となり、ファイナンス関連条項を加える必要が生じる、融資条件悪化により事業費が増大する等のデメリットが想定されます。	実施方針のとおりといたします。
6	P5	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 イ 契約の形態	「市とPFI事業者、余熱利用施設運営事業者が3者契約（余熱利用施設運営業務委託契約）を締結する。」とありますが、基本的には市と余熱利用施設運営事業者との間でのみ業務委託関係が生じるものと思われるため、2者契約に変更いただけないでしょうか。SPCが3者契約に加わることで融資組成におけるプロジェクト関連契約の対象となり、ファイナンス関連条項を加える必要が生じる、融資条件悪化により事業費が増大する等のデメリットが想定されます。また仮に3者契約となる場合であっても、SPCの義務は余熱の供給調整に関する協力等最小限のものにとどめていただきますようお願いいたします。	実施方針のとおりといたします。

番号	ページ	項目	内容	回答
7	P6	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 ウ 事業期間(予定) (イ) 設計・建設期間	「事業契約締結日(2023年6月下旬)から2027年3月31日まで(約45ヶ月)」とありますが、工事量が多く、施設規模(3炉)、工事週休2日制(現場閉所)を考慮すると、設計・建設期間を55ヶ月(約4.6年間)に延長していただきたくお願いいたします。	検討します。 入札公告時に提示します。 なお、事業契約締結日を2023年6月下旬から2023年7月下旬へと修正いたします。
8	P6	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 ウ 事業期間(予定) (イ) 設計・建設期間	(イ) 設計・建設期間 事業契約締結日～2027年3月31日(45ヶ月) 上記の期間が定められています。 他の焼却施設を参考に工程を検討した結果(週休2日を考慮して)大変厳しいと感じています。今後、熊本のTSMCの大規模半導体工場の建設、鉄・アルミ等の供給不足、半導体不足による設備機器供給不足等、社会情勢上のリスクに起因する工程の遅れも、大分市と事業者との協議対象になりますか。	協議には応じますが、具体的には事象発生時にその内容によって判断となります。
9	P6	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 ウ 事業期間(予定) (イ) 設計・建設期間	(イ) 設計・建設期間として、事業契約締結日から2027年3月31日までとありますが、事業契約締結日が2023年6月下旬の場合、設計・建設期間として不足することと史料します。設計・建設期間の延長をご検討願います。	No.7をご参照ください。
10	P6	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 オ 事業者が行う業務範囲 (7) 設計・建設業務 ③	「開発行為許可申請」とありますが、大分市開発許可制度運用基準(6頁)開発行為の許可除外(法第29条適用除外)ウ.[駅舎その他の鉄道施設、公民館、変電所などの公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為」とあります。本条文に準拠してよろしいでしょうか。	検討します。
11	P6	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 オ 設計・建設業務 (7) 設計・建設業務 ④	「許認可申請に係る経費は全てPFI事業者が負担するものとし、これに関しては一般廃棄物処理施設設置許可を含むものとする。」とありますが、設置許可申請となった場合、建設工程に影響が出る恐れがあります。そのため、弊社の先行事例では自治体様による設置届に変更していただいております。県への提出図書の作成支援は当社でさせていただきますので、設置届としていただきたくお願いいたします。	環境省に確認した結果、PFI方式にて実施した場合、「民間事業者が建設する施設(民設)」と同様に取り扱うとの回答を頂いたことから、本事業については一般廃棄物処理施設許可申請の手続きが必要となります。
12	P7	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 オ 事業者が行う業務範囲 (カ) 余熱利用施設運営業務 ②	施設使用料は、市の収入とありますが、現時点で料金形態は決まっていますか。また、年間の利用者数の想定はございますでしょうか。	施設使用料は決まっておりません。 年間の利用者数の想定は要求水準書(案) P215_7.6余熱利用施設概要をご確認ください。
13	P8	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 キ 事業者の収入 (7) 市が支払う対価 ① 本事業の設計・建設業務に係る対価	「当該業務に係る特定財源(交付金・基金・地方債)については、本施設の整備出来高に応じて整備事業年度ごとの支払い、それ以外の部分については、運営期間中にわたり分割して支払う」とありますが、出来高の9/10支払いもしくは10/10支払いのどちらでしょうか。また前払い金の申請は可能でしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
14	P8	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 キ 事業者の収入 (7) 市が支払う対価 ① 本事業の設計・建設業務に係る対価	入札公告時に年度毎の特定財源額について公表して頂けると考えてよろしいでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。

番号	ページ	項目	内容	回答
15	P9	第2章 事業内容に関する事項 1 事業内容 (7) 事業の内容 キ 事業者の収入 (イ) 対価の見直し 別紙2 リスク分担表	運營業務について物価変動について年1回の対価の見直しの記述がありますが、設計・建設工事についてはリスク分担表（1頁※2）に記載しています。「※2建設期間中は基本的には事業者のリスクであるが、著しい物価変動の場合は、協議を行うなどその負担となる」大分市の建設工事請負契約約款第25条第6項（スライド条項）と理解してよろしいでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
16	P10	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 2 事業者の募集及び選定の手順(予定) (1) 事業者の募集・選定スケジュール	不確定要素の排除による入札金額の低減のために、建設予定地において入札参加予定事業者が簡単な調査を希望する場合は、事前に目的や調査内容等を提出し、差支えないと判断される場合は許可いただけるよう、ご検討をお願いいたします。	検討します。
17	P13	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 入札参加者の構成企業の要件 イ 本施設の建築物の設計・建設を行うものの要件	本施設における複数の建築物を設計・建設を行うにあたっては、設計・建設を同一の者が単独もしくはJVの代表として行う予定としております。（(例)設計/建設ともA社。設計がA社、建設がA・B・CのJVの代表者であるA社。） よって、当該者（例におけるA社）が建築物の設計・建設の主たる業務を担うことになり、また建築基準法上の届出における代表設計者も当該者の設計者とする予定です。 本参加資格要件上の建築物の設計・建設を行う者として、当該者にて申請を予定しておりますが、一部の建築物において、設計のみ協力する者を起用する場合、(ウ)の要件（一級建築士事務所登録）を満たしていれば起用可能という解釈でよろしいでしょうか。	設計のみ協力するものを起用する場合、(ウ)の要件（一級建築士事務所登録）を満たしていれば、起用可とします。
18	P13	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 入札参加者の構成企業の要件 イ 本施設の建築物の設計・建設を行うものの要件	上記質問のご回答が否の場合、貴市入札参加資格登録の随時受付が可能となるようご配慮願います。	入札参加資格登録の受付は市の規定に則り、登録して頂くこととなります。
19	P14	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 入札参加者の構成企業の要件 ウ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 (イ) ⑤ ii	「資源物（缶、びん、ペットボトル又は容器包装プラ）の選別」とありますが、梱包設備についても「梱包（ペットボトル又は容器包装プラ）設備を有する施設」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	P15	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 入札参加者の構成企業の要件 エ 本施設の運営を行うものの要件 (ア) ②	「大分市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例第2条における技術管理者の資格」につき、同条には第1号～第11号まで列挙されていますが、このいずれかを満たしていればよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	P15	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 入札参加者の構成企業の要件 エ 本施設の運営を行う者の要件 (ア) ③	「プラント設備に係る運営・維持管理（・・・）実績を元請として有すること。」とありますが、DBO事業や包括運営委託においては、運転管理会社が、プラントメーカーから運転業務を受託しているケースがあります。そのため、「運転管理業務を担う者」の実績として、プラントメーカーからの受託実績（SPCから業務を請負っているプラントメーカーからの受託実績を含む）も可としていただきたくお願いいたします。	検討します。 入札公告時に提示します。

番号	ページ	項目	内容	回答
22	P15	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 入札参加者の構成企業の要件 エ 本施設の運営を行う者の要件 (イ) ③ ii	「資源物（缶、びん、ペットボトル又は容器包装プラ）の選別」とありますが、梱包設備についても「梱包（ペットボトル又は容器包装プラ）設備を有する施設」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	P16	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 入札参加者の構成企業の要件 カ 残渣資源化等業務を行う者の要件 (ウ)	「提案する処理残渣の資源化施設において本業務を実施するために必要な許認可を取得していること。」とありますが、参加表明書、競争入札資格確認申請書等の提出時において、「必要な許認可を取得していること、又は試運転開始までに許認可を取得予定であることを証明できること（設置許可申請の写しを提出する等）」としていただけないでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
24	P16	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 入札参加者の構成企業の要件 キ 余熱利用施設の運営業務を行うものの要件	本業務をJVを組成して行う場合は、JVを構成するいずれかの者が当該要件を満たしていればよい（(ア)の要件と(イ)の要件がそれぞれ別の者も可）という解釈でよろしいでしょうか。	主たる業務を行う1社(代表構成員)が(ア)～(ウ)の要件をすべて満たす必要があります。
25	P16	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 入札参加者の構成企業の要件 キ 余熱利用施設の運営業務を行うものの要件	余熱利用施設の運営業務を行う者は、次の全ての要件を満たすこととありますが、余熱利用施設の運営業務を行う者または当該業務の再委託を受ける者が(ア)から(ウ)の要件を満たすことでもよろしいでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
26	P16	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (2) 入札参加者の構成企業の要件 キ 余熱利用施設の運営業務を行うものの要件 (イ)	(イ)同種業務の実績を有することとありますが、公衆浴場やプール等が付帯する施設（公共施設・民間施設を問わず）の設備管理業務や清掃業務等を実施していることを同種業務の実績として考えてもよろしいでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
27	P17～18	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (4) 特別目的会社の設立に関する要件 ア	「特別目的会社は、会社法に規定される株式会社とし、市内に本店を置くこと。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。」とありますが、運営開始前の特別目的会社の本店所在地は、市外の住所（代表企業の本社等）も可としていただけないでしょうか。それにより、設計・建設期間中のオフィス賃料や郵便物を確認する人件費等を抑制でき、事業費低減に寄与すると考えます。	実施方針のとおりといたします。
28	P17～18	第3章 事業者の募集及び選定に関する事項 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (4) 特別目的会社の設立に関する要件 ア	「特別目的会社は、会社法に規定される株式会社とし、市内に本店を置くこと。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。」とありますが、運営開始後は本店所在地は本施設に設定させていただけないでしょうか。業務の効率性・事業費低減を鑑みると、運営開始後は本施設に設定することが望ましいと思われま	実施方針のとおりといたします。
29	P25	第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項 3 既存施設等の状況等の確認	既存施設の状況等の確認については、本事業への参画を検討するにあたってできるだけ早い時期に実施させていただきたく、申し入れさせていただきます。別途申し込みが必要とのことであれば、申込方法についてご教示願います。	代表企業となることを想定する会社が代表で実施方針 P25_第9章5に記載する問合せ先まで連絡ください。
30	P25	第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項 7 地域への貢献 (2)	地域への貢献における地元企業の活用について、実施方針では「構成市内に本店を有する事業者」となっていますが、要求水準書(案)では「構成市内に本店を有する者」と規定されています。そのため「本店」に統一をお願いいたします。	「本店」に統一します。 また、併せて「構成市内に本店を有する者」に統一します。

番号	ページ	項目	内容	回答
31	別紙2	第4章 PFI事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 2 予想されるリスクと責任分担 別紙2 リスク分担表	設計・建設段階において、コロナの影響で事業費用の増大、計画遅延等が発生した場合、不可抗力リスクとしてのリスク分担が適用されると考えてよろしいでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
32	別紙2 P1, 2	第4章 PFI事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 2 予想されるリスクと責任分担 別紙2 リスク分担表	P1. 共通 物価変動リスク(建設期間中) ※2に「著しい物価変動の場合は、・・・」とありますが、著しい物価変動の判定基準をご教示ください。	事象発生時の全国の動向（他事例等を含む）等より判断します。
33	別紙2 P1, 2	第4章 PFI事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 2 予想されるリスクと責任分担 別紙2 リスク分担表	P1. 共通 不可抗力リスク ※3に「一定程度までは事業者が負担し、・・・」とありますが、一定程度の基準をご教示ください。	検討します。 入札公告時に提示します。
34	別紙2 P1	第4章 PFI事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 2 予想されるリスクと責任分担 別紙2 リスク分担表	P1. 共通 物価変動リスク(建設期間中) 通常の公共工事と異なり、本事業では入札から事業契約締結まで約6か月の期間がありますので、入札提案書類提出時からの物価変動率を勘案できるようにして頂けないでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
35	別紙2 P1	別紙2 リスク分担表 共通 社会 環境保全リスク	「近隣対応リスク」「第三者賠償リスク」同様に「環境保全リスク」についても「上記以外のもの」が存在すると思料いたします。つきましては、当該項目を市の分担として追記お願いいたします。	環境保全リスクについて、「上記以外のもの」は想定しておりません。
36	別紙2 P1	別紙2 リスク分担表 共通 物価変動リスク	設計・建設期間は、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（平成26年2月、国土交通省）の規定やその他類似案件に基づき運営・維持管理同様、市が主負担、事業者が従負担としてリスク分担していただけないでしょうか。	実施方針のとおりといたします。
37	別紙2 P1	別紙2 リスク分担表 共通 物価変動リスク	運営期間の物価変動リスクにおける従負担は、「一定範囲内」までリスクを負担することと理解しています。一定範囲の定義については、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（平成26年2月、国土交通省）やその他類似案件に基づき1.5%とし、1.5%を超える物価指数の変動が起きた際に対価の見直しを実施させていただけないでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
38	別紙2 P1	別紙2 リスク分担表 共通 物価変動リスク	設計・建設期間、運営期間ともに、対価の見直し時に使用する物価指数は、事業者提案を認めていただけないでしょうか。	検討します。 入札公告時に提示します。
39	別紙2 P1	別紙2 リスク分担表 共通 物価変動リスク	設計・建設期間、運営期間ともに、物価変動に基づく対価の見直しを行う際に使用する指標について、入札提案書類の提出を行う月以前（例：入札提案書類準備や入札価格決裁を踏まえ入札1か月前。）を物価変動算定の起点としていただけますようお願いいたします。事業者は入札日以前の物価状況を踏まえて入札額を算定しているためです（仮に契約日が起点となると、入札日以前から契約日までの物価上昇リスクを予備費として入札価格に加えることで、事業費の増加につながりかねません）。	検討します。 入札公告時に提示します。
40	別紙2 P1	別紙2 リスク分担表 共通 事業の中止・変更・遅延に関するリスク	各構成員の業務履行について、構成員間の連帯保証に関する規定はしないこととしていただけますようお願いいたします。連帯保証に伴い構成員が双方で抱えるリスクは過大であり、地元企業を含めた本事業への幅広い参画が難しくなることが懸念されます。	検討します。 入札公告時に提示します。

番号	ページ	項目	内容	回答
41	別紙2 P1	別紙2 リスク分担表 共通 不可抗力リスク	「不可抗力」のリスクの内容を下記のとおり変更いただけませんか。不可抗力は「天災等発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの」（公共工事標準請負契約約款第30条）といった包括的な定義が一般的であり、「天災、暴動」に限定されるものではないと認識しております。 (変更前) 天災、暴動の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 (変更後) 天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	不可抗力リスクのリスク内容については、以下のとおりに修正します。 (変更前) 天災、暴動の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 (変更後) 天災等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 なお、「天災等」の定義につきましては、公共工事標準請負契約約款第20条に示されております。
42	別紙2 P1	別紙2 リスク分担表 共通 不可抗力リスク	昨今の新型コロナウイルス、ウクライナ情勢等、疫病・戦争・紛争等に起因する工期の遅延や費用増加は事業者でコントロールできないリスクであるため、当該事例及び類似事例起因で生じたリスクについては発注者負担の前提で協議いただきますようお願いいたします。	No.31をご参照ください。
43	別紙2 P1	別紙2 リスク分担表 共通 不可抗力リスク	公共工事標準請負契約約款に係る最新の議論の反映についてご検討をお願いいたします（中央建設業審議会(令和4年3月14日開催)資料3-1、国土交通省 参照） とくに同約款第30条第4項には以下の不可抗力時の損害負担に関する規定の追加が検討されており、同様規定の記載を希望します。 「ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。」	検討します。 入札公告時に提示します。
44	別紙2 P2	別紙2 リスク分担表 維持管理・運営段階 ごみ量の変動	注5に「搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者との協議とする。」とありますが、著しい変動があった場合には固定費及び変動費単価の見直しに関して協議ができるという理解でよろしいでしょうか。 ごみ量が著しく計画処理量を超えた場合には、人員や補修頻度の増加等による固定費の増加も生じ、また、変動費の単価についても、使用する用役の使用量が大幅に変わることに伴い調達価格へも影響することがあるため両者の見直しが必要と思料します。	お見込みのとおりです。
45	別紙2 P2	別紙2 リスク分担表 維持管理・運営段階 副生成物の処理リスク	「発生する焼却灰等の資源化処理先の確保に関するもの」について事業者負担となっておりますが、残渣運搬事業者及び残渣資源化等事業者の専門性・特殊性を踏まえると、事業期間にわたる確保を事業者が保証することは不可能で、負担できないリスクとなるため、かかる記載は削除をお願いいたします。	実施方針のとおりといたします。
46	別紙2 P2	別紙2 リスク分担表 維持管理・運営段階 副生成物の処理リスク	残渣運搬事業者及び残渣資源化等事業者と構成員との業務履行の連帯保証に関する規定はしないこととしていただけますようお願いいたします。双方の業務の専門性・特殊性を踏まえると、これを連帯保証した場合の残渣運搬事業者及び残渣資源化等事業者と構成員が相互に負うリスクは過大であり、地元企業を含めた本事業への幅広い参画が難しくなることが懸念されます。	検討します。 入札公告時に提示します。